JARI-RB 審査ニュース

第136号 [2008年7月15日]

財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター (JARI-RB)

この度、当審査登録センターは、環境マネジメントシステム/品質マネジメントシステム認証機関に対する新しい認定基準であるISO/IEC17021への移行を完了し、2008年6月18日付けで財団法人日本適合性認定協会に認定されました。

ISO/IEC17021への移行を完了したことに伴い、認証機関としての認定番号と、JAB認定シンボルが変更になりましたのでお知らせいたします。

新認定シンボルの電子データについては、当センターのホームページから「JAB認定シンボル等・データ送付依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください、登録組織のお客様には、無償で配付いたします。

この認定シンボルについては、現行の認定シンボルと同様に、当センターが定める「JAB認定シンボル使用規則」を遵守し、必ず当センターの認証マークと組み合わせてご使用くださいますようお願いいたします。

現行の認定シンボルの使用期限は2011年9月14日までとし、約3年の移行期間を設けさせていただきます。名刺・看板・会社案内等に、現行の認定シンボルをご使用の場合は、この期間に切替えてくださいますようお願いいたします。

なお、新認定シンボルの登録証は6/25から発行いたします。また、お客様のご要望があれば、 新認定シンボルの登録証を有償で発行いたしますので、渉外・業務部までお申し付けください。

このお知らせについて不明な点がある場合は、渉外・業務部までお問合せ下さい、







CMO20 (新認定シンボル)

初回登録 (環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0765	2008. 6. 13	大菱工業株式会社	冷暖房設備及び付帯設備工事の設計、施工並びにメンテナン ス
JAER0766	2008. 6. 27	ニムラ鋼機株式会社	1. 熱処理治具、炉内部品の設計・製造 2. 熱処理関連機械・装置の販売・メンテナンス

更新登録 (環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0108	2008. 6. 26	トヨタ車体株式会社* 吉原工場	自動車及びその他の輸送用機器製造、並びに自動車関連製品 以外の新規開発 ・Y7工場の拡大
JAER0109	2008. 6. 26	トヨタ紡織株式会社 豊橋地区	シート、ドアトリム、成形天井、カーベット等の自動車用内 装部品の製造
JAER0110	2008. 6. 26	トヨタ自動車北海道株式会社	オートマチックトランスミッション、トランスファー、アルミホイール等の自動車部品の製造
JAER0366	2008. 6. 8	金星工業株式会社	自動車用プレス部品及び樹脂部品の製造
JAER0657	2008. 6. 17	新潟スバル自動車株式会社	自動車・産業機械の販売及び整備、並びに部品・用品の販売
JAER0658	2008. 6. 24	ヤマハ天草製造株式会社	プレジャーボート, 和船, その他FRP製品の製造, 並びに漁船及びポンツーン(浮き桟橋)の設計及び製造

登録拡大 (環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0176	2008. 6. 20	マツダ株式会社 広島地区	MCMエネルギーサービス株式会社の拡大
JAER0492	2008. 6. 27	株式会社ホンダトレーディング	鈴鹿営業所、熊本営業所、栃木営業所、狭山営業所の拡大

初回登録 (品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0170	2008. 6. 3	ホーメックス株式会社	研修施設でのフロント受付、清掃、客室整備、保安管理、庭 園維持管理及びバス送迎サービスの提供
JAQR0171	2008. 6. 24	株式会社デンソーリマニ	自動車、農業機械、建設機械及び産業用機械に使用されるデンソー製スタータ・オルタネータの修理再設計及び製造

更新登録 (品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0003	2008. 6. 29	株式会社スズキ部品浜松	自動車用部品のアルミダイカスト鋳造、機械加工及び部品組 立

※登録組織の拡大を含む

登録情報の詳細はJARI-RB ホームペーシ゚ (http://www.jari-rb.jp/) をご参照下さい。

理事長交代のお知らせ

財団法人日本自動車研究所は去る5月28日に理事会を開催し、同日付で理事長を張富士夫より青木哲 (社団法人日本自動車工業会会長、本田技研工業株式会社 代表取締役会長)に交代いたしましたのでお 知らせいたします。

環境関連法規等の動き

(08/5/23~08/6/26)

2008年版「環境・循環型社会白書」が閣議決定

(環境省2008年6月3日)

6月3日の閣議で閣議決定され、6月4日から全国の書店で発売されることになった。 (税込み定価:3000円、環境省ホームページに掲載予定)

【内容:特集テーマ】

- (1)「低炭素社会の構築に向け転換期を迎えた世界と我が国の取組」 低炭素社会構築に向けて歩む世界の潮流紹介及び地球温暖化対策の全体像を明らかにしている。
- (2)「循環型社会の構築に向け転換期を迎えた世界と我が国の取組」 2008年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」に沿った内容。

.北海道洞爺湖サミットに向けて地球温暖化対策に取り組む日本の方針「福田ビジョン」発表

(2008年6月9日 日本記者クラブ)

福田首相は日本記者クラブにおいて「低炭素社会・日本」をめざして、と題したスピーチを行った. 【内容】

- <日本の長期・中期目標: C02削減>
 - (1)長期目標:2050年までに現状から60~80%削減
 - (2)中期目標:2020年までに現状から14%削減(セクター別アプローチ手法を含めた試算値)

< 具体的な政策>

- (1) 革新技術の開発と既存先進技術の普及
 - イ) 革新技術

太陽電池, CCS技術 (Carbon Dioxide Capture & Storage: CO2回収・貯留), 次世代原発技術等

ロ) 既存技術(再生可能エネルギー) 太陽光,風力,水力,パイオマス,原子力などの「ゼロエミッション電源」比率を50%以上にする. 太陽光発電世界一の座を奪還する。 (2020年現状の10倍, 2030年40倍)

ハ) 既存技術(省エネ)

白熱電球を蛍光灯型電球に換える、液晶TV, ヒートポンプ技術の普及、省エネ住宅、省エネビル等(2)国全体を低炭素化へ動かす仕組み

イ) 排出量取引

2008年秋から、自主参加型排出量取引市場の試行的実施。(実験開始)

口)税制改革

税制の抜本改革の検討において、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

ハ)見える化

CO2排出の見える化により、消費者が的確な選択を行うための情報を提供する.

(3)地方の活躍

低炭素社会における農業と林業の重要性(食糧もエネルギーも地産地消型に近づける)

(4)国民が主役

国民一人ひとりがその意義と重要性、やり方、メリットと負担を理解して行動する必要性. 意識の転換:ライフスタイルの変更「サマータイム制度」導入検討/「クールアースデイ」の設定等。

東京都環境確保条例の改正が都議会で可決・成立

(2008年6月25日)

地球温暖化対策を進める為、大企業の本社などが集中する東京都で、オフィスピルなどの大規模事業所に CO2の排出削減を国内で初めて義務付ける条例。

【内容】

2005年4月から法に先駆け地球温暖化対策計画書制度が条例で施行されている.

従来は活動の評価(5段階のランク付)と公表、優良事業所の表彰制度であった。

今回の改正は義務付けられたこと、(15~20%削減)

- · 対象事業所規模:原油換算1500KL以上 約1300事業所
 - · 地球温暖化対策計画書作成:5ヵ年
- 排出状況確認書の作成:毎年 中間3年度目 計画終了時6年度目

法規情報

「工場立地に関する準則の一部を改正した告示」公表 (財務・厚労・農水・経産・国交省告示第1号)

工場が排出する環境負荷物質 (SOx, NOx等) の排出量が低減している実態を踏まえ、業種ごとに生産施設面積率が見直された. (規制緩和)

公表:2008年5月26日

【内容】

(1)業種分類:5分類から8分類(5%刻み)に細分化.

自動車関連は主に第8種:その他製造業に分類される.

(2) 敷地面積に対する生産施設の面積割合

改正前:40/100 40% 改正後:65/100 65%

※生產施設:

製造工程等を形成する機械または装置が設置される建物(屋外に設置されるものを含む). 一時的な遊休施設や、廃却機の置き場であっても、撤去されない場合は生産施設となる.

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」公布

(法律第47号)

エネルギー消費量が大幅に増えている業務部門・家庭部門における対策の強化を基本としたもの、 施行に伴う細則は今後、政令・省令で定められる。

公布: 2008年5月30日 施行: 2009年4月 1日

【内容】

(1)事業者単位のエネルギー管理規制の導入

- イ) 一定以上のエネルギー使用量の事業者(特定事業者)に対し、事業者単位で、中長期計画の策定・定期報告することが義務付けられた。
- ロ) 特定事業者には役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任が義務付けられた.
- ハ) これまでの一定規模以上の事業所は、従来通り内訳として使用量を報告する必要がある、
- (2)連鎖化事業者と特定連鎖事業者の指定

フランチャイズ・チェーン (FC) に対するエネルギー管理規制の導入

加盟店を含め一定規模以上のエネルギー使用量となるFCは一つの特定事業者と捉え規制する、

- (3) 住宅・建築物の省エネ性能の向上(省エネ判断基準の適用)
 - イ) 第1種特定建築物: 大規模住宅・建築物の対策強化(命令規定設定)
 - ロ) 第2種特定建築物:中小規模住宅・建築物の新規対象化(届出,定期報告,勧告規定追加)

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布

(法律第67号)

「施行令の一部を改正する政令」公布

(政令第195号)

「主務大臣の権限の委任に関する命令」公布

(内閣府・総務・法務・外務・財務・文科・厚労・農水・経産・国交・環境・防衛省令第1号)

「割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令」公布

(経産・環境省令第2号)

「施行規則の一部を改正する省令」公布

(環境省令第6号)

公布: 2008年6月13日 施行: 2009年4月 1日

【内容】

日常生活で使う製品等について、事業者に温室効果ガスの排出量が最も少ないものを製造、提供することを求めたほか、温室効果ガス算定・報告・公表制度について、省エネ法の改正と連動し、事業所単位から事業者単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告に変更したことが主な変更、

- (1) 地方公共団体の実行計画の拡充
- (2)排出抑制等指針の策定等
- (3)温室効果ガスの排出量報告等に関する改正
- (4)C02の排出量の把握に必要な情報の提供
- (5) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止推進センターに関する改正
- (6) 植林CDM事業による算定割当量の補填手続きの整備
- (7)温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進

受審者からひとこと

IS014001認証取得に向けて

大阪トヨタ物流株式会社 ISO事務局 大村信尊

1. 会社紹介

当社は、1968年に設立され、本年創立40周年を迎えます。大阪府北部に位置する寝屋川市に所在し、1998年10月に竣工した工場は、最新鋭の設備と、車両2351台を保管できる自動管理倉庫(ラックシステム)を有し、大阪トヨタ自動車(株)を主要顧客として新車整備・保管・配送及び特装車の製作・カーケア施工の事業を行っている従業員87名の会社です。経営理念として【お客様とともに】【社員とともに】【社会とともに】の3つを掲げ、CSRを遵守し事業を展開しています。

2. 導入の背景

地球環境問題,特に地球温暖化が世界的な規模で問題になっている中で,当社がトヨタグループの一員として,環境負荷の低減に微力ながら貢献することが使命であると認識しています。当社が新車の整備,保管,配送のラックシステムを運営して,すでに10年が経過しましたが,当社の工場は,建設時点で環境保全に対応する設備を概ね備えておりました。そのような中にあって,IS014001を認証取得することにより環境保全及び人材の育成と企業体質の強化に繋げたいとの思いから,環境マネジメントシステムの導入を決断しました。

3. 認証取得の経緯

2007年1月にISO取得チームを立ち上げ、ISOとは何であるかも十分にわからない状態で、まずISO 14001かISO9001かそれとも同時取得か等を、資料を集めながら検討しました。結果は、「まずISO14001を単独取得」、「コンサルタントなし」、「2008年3月に取得する」ことが決定され、2007年7月にキックオフ宣言を行い、先行取得をしている大阪トヨタグループのISO担当者にご協力を頂きながらの取組みが始まりました。

何から手がけるべきなのかわからないまま,まず最初に取り掛かったことは,ゴミの分別と危険物屋内貯蔵所の整理でした。取組み前の危険物屋内貯蔵所は,保存量は基準値から外れ,中には机や椅子が入れられ,塗料の滑り止めが出来ていないなど,散々な状態でしたが,取り組みによって

きちんと整理され、ISO事務局は勿論、推進担当者 と担当するエンジニアも環境マネジメントシステム 導入の成果に感動したものです。この時に回り道を してきたことに気付き、最初、難解に見え、敬遠し た大阪トヨタグループ他社の取り組みを参考にしな がら、当社に合った環境マネジメントシステムの構 築を開始しました。同時に、環境一般・特別教育の 重要性も見えてきたため、平行して数回に亘り教育 を実施し、簡単な筆記テストにより理解度を確認し ました. 又、内部環境監査員は、内部監査のリハー サルでは緊張と戸惑いが感じられたようですが、本 番ではきちんと監査を実施することができました. 総じて、手探りで且つ回り道をしたことが、逆に従 業員とのコミュニケーションがとれ、事務局の IS014001の取組み姿勢に理解が得られ、協力を惜し まないような雰囲気になり、結果として6カ月強の 短期間で認証取得が出来たように思っています.

4. システム導入のメリット

「IS014001の基本は、まず6Sから」との審査員の言葉が今も耳から離れず、工場内はきれいな環境が保たれております。また、全員参加の取組み、一人ひとりの環境意識と行動が、環境パフォーマンスに徐々に現われてきており、これから本来業務にどのように繋げていくかが楽しみでもあります。

5. 今後の活動

おかげさまで、計画通り3月に認証取得することができました。IS014001認証取得により、従業員の意識改革が進んだことは間違いありません。

IS014001の認証取得はゴールではなく、やっとスタートラインに立てたと、身の引き締まる思いであります. 【凡事徹底】と言う言葉があるように、

【当たり前のことを当たり前にやり続ける】それが 今後の維持管理に必要です。まだまだ改善すべき点 は、多々あると思いますが、今後はPDCAで回してい たサイクルをCAPDで回し、常にチェックから始まる サイクルで維持・改善・継続をしてまいります。そ の実現に重要な位置をしめる内部環境監査を強化す る為、大阪トヨタグループ間でのクロス監査を強化す る為、大阪トヨタグループ間でのクロス監査を実施 し、監査員の力量アップに繋げていきたいと思いま す。それ以外にも社内での内部環境監査の回数を増 やし、従業員に常に環境に対する意識が浸透する様 に取組んでまいります。最後になりましたが、今回 当社のISO14001認証取得にあたり、ご指導、ご協力 を頂きました皆様にこの場をお借りして、お礼と感 謝を申し上げます。



発行所

財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階 TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834 ホームベージアドレス http://www.jari-rb, jp/

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

通巻 第136号 2008年7月15日 編集人 渉外・業務部 部長 茂木 政則 印刷所 株式会社 高山 茨城県つくば市荃崎1887

送付先変更連絡アドレス rb-news@jari.or.jp